

甲板部 二等又は三等運轉士が交代で残る。

機關部 一等又は二等機關士が交代で残る。

普通船員

甲板部 (1)水夫長、大工、倉庫番が交代で残る。

(2)舵夫一名が残る。

(3)水夫半數が残る。

機關部 (1)火夫長、油差、倉庫番が交代で残る。

(2)副汽罐番は夜間一名残る。

(3)石炭夫、火夫半數残る。

(尙、本項に就ては別項附録「實地調査」の卷を参照されたい)

#### (四) 収入・支出

船員の収入としては陸上のサラリーマンと同じやうに主なるものは給料であり、これに手當が付く場合がある外は、一ヶ年三回盆と暮のボーナスがあるだけである。支出の方は家族への仕送が一番多いもので、日用品費、娛樂費、交通費が次いで主なるもの、家の在るものは二重生活の不便をかこつてゐる。

(イ) 収入 東京港出入する船舶の船員の給料、手當ボーナスに就ては、會社に依り異なり、また給料も順數、勤続年限に依つて異なる。

つてゐる。更に手當はある會社とない會社があり、東京港出入船舶ではない方が多い。

東京港を當時荷役港としてゐる各會社に就き調査した結果を総合すると船員の給料は次の通りである。

甲板部

船長

一五〇圓——三〇〇圓

一等運轉士

九〇圓——一五〇圓

二等運轉士

七〇圓——一二〇圓

三等運轉士

五〇圓——八〇圓

水夫長

六〇圓——一八五圓

大工

五〇圓——八〇圓

甲板倉庫番

四五圓——六五圓

舵夫

四五圓——六〇圓

水夫

三五圓——五〇圓

水夫見習

一五圓——六五圓

機關部

一五〇圓——三〇〇圓

機關長

九〇圓——一五〇圓

一等機關士

八〇圓——一五〇圓

二等機関士 六〇圓——一〇〇圓

火夫長 差 六〇圓——八五圓

油 機關倉庫番 四五圓——六五圓

副汽罐番 四〇圓——五五圓

火 火夫 三五圓——五〇圓

石炭夫 三五圓——五〇圓

火夫見習 一五圓

(尙、水夫、火夫の最低給料は一、五〇〇圓以下は三五圓なるも、一、五〇〇圓以上は三八圓である)

### 事務部

事務員 四〇圓——七〇圓

無電技士 九〇圓——一三〇圓

貯料理人 五〇圓——七〇圓

炊給 七〇圓——一九〇圓

同 四五圓——五五圓

同 三五圓——四〇圓

これに對する手當は大部分がないが、あるものは高級船員及び普通船員の一部で、これを示すと

船長、機関長 一ヶ月 一一〇圓——一六〇圓

一等運轉士 同 一五圓——三〇圓

二等運轉士 同 一〇圓——二〇圓

三等運轉士 同 五圓——一五圓

一等機関士 同 一五圓——三〇圓

二等機関士 同 一〇圓——二〇圓

水夫長、火夫長、貯長 同 五圓——一〇圓

倉庫番、副汽罐番 同 一・五〇圓——三圓

以上の通りである。

この外、特別手當としては普通船員に對しオーバータイムの際は一回一人に二十錢十四十錢、揮發油等の危險物積荷の際は一ヶ月一人五圓位、水夫で特に掃除をするもの一ヶ月一〇圓位また水夫の中でもターリーと云つて積荷の數を數べるものは一噸に付き二錢を、それべく手當として支給してゐる會社がある。

ボーナスは高級船員は一ヶ月三十割乃至四十割で、普通船員は一ヶ月十八割位である。

尙、準收入として、船員の食費は會社から支給されてゐるが、この食費も會社に依り異なつて居る。火夫、水夫過半一八

高級船員 一ヶ月一人 二四圓——三〇圓

普通船員 同上 一入 二七圓——一〇圓

二八

で、かなりいゝ食事をしてゐる。また船員は船内にはそれゞゝ居室を有せば高級船員及び普通船員中火夫長 水夫長は一人一室を有しその他は四名乃至七名が一室に住んでゐる。この點は陸上サラリーマンより恵まれてゐると思はれる。

(ロ) 支出

支出は高級、普通船員に依り當然異なるが、その主なる部分を占むる家族仕送は高級船員及び普通船員中火夫長 水夫長は六割位で、妻子でなく父母兄弟等の實家へ仕送る場合は收入の二割乃至三割である。この點は兎角、いゝ加減な生活をしてゐるやうに見られる船員にとつて名譽恢復となるべきことであらう。

一ヶ月の支出を見ると、高級船員は

家 族 仕 送	五〇圓——一五〇圓
日 用 品 費	一〇圓——三〇圓
被 服 費	五圓——一〇圓
娛 樂 費	一〇圓——一〇圓
交 通 費	二五圓位
其 他	殘額全部

以上の通りであるが、士官でも若い一等運轉士、三等運轉士などは獨身者が多く、この場合は家族仕送をせず、將來の家庭の爲貯金してゐるやうである。

普通船員の方は水夫長、火夫長は高級船員並であるが、他のものは

家 族 仕 送	一〇圓——三〇圓
日 用 品 費	一〇圓——一五圓
被 服 費	三圓——一〇圓
娛 樂 費	五圓——一〇圓
其 他	殘額全部

以上の通りで、被服費は仕事着に要する費用及び船員服の月割支出である。上陸する際着るスマートな背廣服はボーナス等で作るものが多い。尙、高級船員の交通費は家へ歸る場合に要する外、家族を呼び寄せる費用で、人によつてはもつと支出してゐるものもあり、これ等の人は「鐵道省と旅館に奉仕してゐるやうなものだ」と云つてゐる。

普通船員の普通のものは船内に居住して居り、食事も船でやつてゐるので、かなり樂である場合があり、假に四十圓の給料の水夫を例とすると、その支出は

仕事着 三ヶ月に一着位求める、これは洗替を入れて二着九圓位。従つてこの一ヶ月支出三圓位。  
日用品代 一ヶ月二圓位、外に煙草六、七圓  
娛樂費 一ヶ月一〇圓位  
で、一ヶ月二十一、二圓が普通、實家に十五圓位支出しても、あと四、五圓位は浮くさうである。  
然し事實は水夫、火夫の中には水夫長、火夫長から小遣を前借するものがあり、「この際は二割位の高利をとられてゐる。昔

はこうしたことは水夫長、火夫長の當然の権利とされ強制的に部下船員に前借せしめ高利を榨取したのださうであるが、現在はさうしたことはなく、また前借の惡風はだん／＼無くなり、會社に依つては嚴禁してゐるところもある。

唯若い船員は給料を貰ふと一晩ですつてんてんになるものもあるので、こんな場合はどうしても水夫長、火夫長の厄介になるのださうで、こう云ふ連中は、それだけ支出も嵩むわけである。

東京港へ入港した場合、沖泊りの際はサンパン料が餘計に要る外は、一夜二、三圓位の支出が普通で、酒でも飲み、紅燈の巷に行けば十圓以上は費ふさうである。

#### (五) 疾病其他の處置

船員が疾病に罹つたり、又は遭難して公傷を負つた場合は、各會社がその治療費を負擔して、全國各港市に在る日本海員掖濟會の病院又は診療所に入院又は治療に通ひ、或ひは個人病院に入院したり手當を受けたりする。この際、治療費は會社は三ヶ月負擔し、それ以上の場合は自辨か自辨出来ない場合日本海員掖濟會で無料患者として扱つてゐる。

船員の全部は全國の港市を涉つて歩いて居るので、特に東京港のみに就て考へることは出來ないが、東京港に入港中發病したり、或ひは東京港に向ふ途中の船中で發病した爲、東京に於て手當を受けるものがある。

東京港には日本海員掖濟會の東京診療所があるが、昭和九年度中此處に診療を求めて來た船員の數は一千三百九十三名で、その中一〇名は前年度からの繰越しであつた。この外、重病者は横濱病院に入院せしめてゐる。横濱港の船舶の船員を含めて、横濱病院の入院患者は昭和九年度は四百五十六名で、一人平均して約一ヶ月の入院である。この中百二十名は全治退院

し、二百六十四名は輕快退院し、十一名は事故退院、十五名が死亡してゐる外、残四十六名は翌年に繰越された。東京港に於て診療所に診療を求めた患者の數は大體に於て出入船員の一〇%であるから、船員は概して壯健者が多いと見るべきであらう。

尙、これは單に東京港出入船舶の船員に限られたことではないが、日本海員掖濟會の發表せる昭和七、八兩年度の統計に依ると

七 年 度	肺結核一一五、肋膜炎九八、挫傷及挫創九七、骨折七五、脚氣五〇、副鼻腔疾患四四、盲腸炎三九、痔疾三二、花柳病二九、末梢神經疾患二六、胃炎二〇、其他四二五
八 年 度	肺結核一九一、挫傷及挫創二二八、肋膜炎九七、骨折九三、痔疾六一、盲腸炎五九、副鼻腔疾患五一、脚氣四九、末梢神經疾患三六、急性氣管支炎三〇、胃炎二七、花柳病二六、關節炎二五、腸炎三四、肺炎三三、扁桃腺炎二二、其他一二三

以上の通りで、肺結核、肋膜炎、脚氣等は機關部員に多く、甲板部員には挫傷及挫創、骨折等の傷害が多い。これ等は職務の性質によつて生ずるものであるが主なる疾病に就て概略を述べると、最も多く見られる疾患は肺結核である。肺結核は、一肺結核、本病は年々多數の患者を出し、海員の保健上憂慮すべきものがある。殊に最近は増加する一方でその対策は至急者究さるべきであらう。

二肋膜炎 本病は年々減少してゐるが、これは偶然の結果らしく、肺結核と共に海員の疾病的王者を占めてゐることは注目に値する。

本病も年々患者が減少してゐる。これは脚氣發生と食物との關係に關する知識が普及して適切な豫防法が講ぜられたからであらう。以上の通りで、又死亡の原因となつた病氣は肺結核、肋膜炎、肺炎の三病であることは注目に價する。これ等の重病が機關部員に多いのは、陽の光の餘りささない船底で、極度の暑さと空氣の汚染及び運動不足等に原因するためであらう。

以上の諸病は既に述べた通り、その治療費は總て會社が負擔してゐるが、花柳病のみは治療費の負擔をしない。最近では海員組合で花柳病の豫防宣傳をする外、拔濟會病院等で豫防薬の實費販賣を行つて豫防に務めてゐる。

この外に海員にとつて不慮の災難であるデッキ、マスト等よりの海中墜落、その他の海難に依る死亡は、最近は餘りなく、東京遞信局管内に於ける昭和十年中の事故は汽船八隻帆船四隻で、これに依つて死亡したものは五名行衛不明三名、負傷三名で、主に甲板部員が遭難してゐる。

#### (六) 其他

最近では海員の規律は非常によく、海員が犯罪を犯すと云ふことは殆んどなくなつて、東京水上警察署で扱つた昭和十年中の海員犯罪は密輸が十五件あつただけであつた。

この外には酒に酔つた舉句一寸した喧嘩をしたと云ふ程度で、これは別に犯罪と云ふまでには至らず、その數は非常に少い。海員と云へば、直ちに手のつけられない無賴漢の如く考へるものが陸上には間々あるやうではあるが、事實はその反対で、彼等は愛すべき純朴なものが多い。

唯、船ゴロまたはフランテンと稱する失業船員の無賴漢が芝浦附近にも時折現はれるが、これ等の無賴漢は入港船に押かけ

て船員に金品を強要したり、船員の上陸の途中にあつてたかることがあり、善良なる船員に迷惑をかけてゐる。しかし、最近の東京港にはかかる船ゴロは餘り見受けられないさうである。

### 第三 戻船の船員の現況

#### (一) 概況

曳船の船員は汽船の乗組員と違つて、全國の港を歩き廻ると云ふのではない。それは隅田川筋の水上生活者のやうに、東京港と隅田川筋を毎日のやうに往復してゐるのであり、極く稀に横濱方面か千葉方面に出向いて行くに過ぎない。

従つて現在、隅田川筋の曳船業者に傭はれてゐる約三百八十四名の曳船の船員は、隅田川筋の水上生活者と同様に解すべきであり、唯水上生活者と異なる處は、俸給生活者である點と、彼等の如く純然たる水上を家として家族と共に住んでゐない點である。

三百八十二名の船員中、約半數は船長及び機關士で、あとの半數がボーリンと稱する普通船員である。

これ等船員の出生地は汽船の船員同様、全國的に散らばつてゐるが、その現住地は斷然東京市に在り、それも京橋、深川に多く、次いで本所、淺草、日本橋、城東各區に在る。勿論、これらの現住所を有するものは船長機關士が大部分で、普通船員は大部分獨身者が多く、船を現住所としてゐるが、さもなければ曳船業者の家が、その附近に下宿してゐるものが多い。

現住所を有する船長、機関士は何れも妻子を有して居り、普通、家から通勤してゐる。

その年齢は船長、機関士は三〇歳—五〇歳迄のもので、普通船員は油差が二〇歳—三五歳、コックが一八歳—三〇歳である。これ等の船長、機関士はそれゞへ海拔免狀を有してゐるが、その免狀は船長は乙種運轉士、機関士も乙種機関士である。學力は全部の船員が尋常又は高等小學を卒業してゐるに過ぎない。

曳船は小さく、その操縦は至つて簡単であるが、他の絆船を曳くので、曳船には相當の熟練を要する。船員の數は少い爲、自己の持場は交代するものがなく、汽船の船員とはこの點大いに違つてゐる。各船員の作業を述べると、

船長 船を操縦する外、絆等と交渉する。汽船に於ける船長、運轉士、舵夫を兼ねてゐる。  
機関士 機關を扱ひ船を動かす外、機關の手入一切をなす。  
油差 機關に油を差す外、ボイラーに石炭を焚く。汽船の油差、火夫、石炭夫を兼ねてゐる。  
コック 水夫のことと、船中の炊事一切をやる外、船内掃除、その他雜用をする。

以上の通りで、コック二名ゐる船は一名は炊事ばかりを、他の一名は水夫の仕事を行ふ。

これ等の船員の勤務時間は普通日出から日没迄で、仕事の忙しい時は勤務時間も長い。特別に公休日と云ふのはないが、雨天の際か風浪の酷い時は曳船の機能が發揮出来ない爲、休みである。

こう云ふとこの勤務状況は非常に悪いやうであるが、それはよくしたもので、日出から船に乗船しても實際に曳航を始め

るのは朝の七時か八時頃で、東京港へ出向いて、一回船を曳いて來れば大抵午前中は終り、午後も一回位の曳航で済むさうで、勤務中も相當の餘裕はある様子である。  
また冬季と夏季では一日の勤務状況も違ふ上、曳航の回数も冬は夏の三分の一ぐらひでしかないさうで、船員にとつて冬は身體の樂な時であると云ふ。

### (III) 収 入 支 出

曳船の乗組員の收入は給料とボーナスとで別に手當はない。その收入は汽船の乗組員に比しづつと少い。

即ち收入の主なるものである給料は

船 長	五〇圓——八〇圓
機 關 士	五〇圓——八〇圓
油 差	三五圓——四五圓
コ ッ ク	三〇圓——四〇圓

であつて、船長、機関士でも最高は八〇圓に過ぎない。但し曳船の乗組員も食事は曳船業者持で、業者である親方から米、味噌其他を支給されてゐるから、油差、コック等の若い獨身者は船中に寝泊りして食事は保證されてゐるわけで、この點陸上の普通サラリーマンに比較すると、曳船の三十圓は陸上の六十圓位には相當してゐる。  
ボーナスの方は普通、船長、機関士が一ヶ年二十割から三十割、油差、コック等のボーサンは一ヶ年十五割から二十割である。

手當も全般を通じてはないが、特に雨とか風波の際、曳船をした折には何分の手當がある模様であるが、その額や支拂標準は曳船業者の腹に在ることで不明である。

その支出は船長、機関士は家族と共に生活してゐるので、陸上のサラリーマンと變化はなく、收入の内から家賃、食料光熱費副食物等をそれへ適當に支出してゐる。しかし、その生活程度は汽船の高級船員が中産以上の生活をしてゐるのに比較すれば、曳船の方は中産以下であらう。

また獨身の油差、コツク等は普通船内に居住し、食事は曳船業者から支給されてゐるので、收入は被服費、日用品費、娛樂費等に費消されるもので、この點は汽船の水夫、火夫等に大體似てゐると見られる。

唯、これ等の獨身者は被服費、日用品費に必要な費用を除いた残りは、カフェー遊び、吉原洲崎等で遊ぶなどして、かなり出鱈目に費消して仕舞ふらしい。

## 第四 沖仲仕の現況

### (一) 概況

沖仲仕には冲人夫、沿岸人夫、筏人夫の三種あるが、東京港の沖仲仕には未だ純然たる區別はない。その大部分は冲人夫であつて、浮船の積荷を行ふ沿岸人夫は芝浦埠頭附近には未だ居らず、震岸島から隅田川口にかけて浮船の碇泊するところでは沿岸人夫らしきものがゐるが、これは普通日傭労働者が仕事の繁忙に際し臨時に傭はれるのであつて、浮船の積荷、卸荷等は船頭及び回漕店の店員、倉庫人夫等に依つて行はれてゐる。

また筏人夫は夏季北洋材が東京港に這入る時、横濱港から移動して來るがその數は極く少く、仕事が無くなれば、直ちに横濱に戻つて行く。しかしながら、筏人夫中の回漕人夫で、横濱港から木材を筏にしたもの回漕して東京港に入つて來るものばかり多いが、これ等も東京港よりは横濱港に屬するものと見られよう。

東京港の沖仲仕と横濱港との關係に就ては横濱市社會課に於て

「芝浦築港に伴ふ本港(横濱)との利害關係は非常にデリケートなるものにして勿論其間種々事情の存在することあらんも之が人夫に及ぼしたる移動關係は全般的に何等の影響なきものにして、只店内關係として芝浦に支店又は出張所を有する者にありては、一時的仕事の繁忙狀況により人夫の店内移動を爲すことあるも仕事完了後は又元に復するものにして一般的ならず、筏人夫に於ては夏季北洋材の芝浦入港比較的多き季節に於て、幾分の移動あるも其數極少にして甲種人夫に於て殆んどなく、冬季北洋材の本港入港多き季節に方りて復就業するの狀態なり。沿岸人夫に至りては殆んど移動なしと云ふも過言なかるべし」

と云つてゐるが、事實は東京港は新興の港として沖仲仕の大部分は横濱より移動したものであることは争へない。

將來は東京港の修築完成と共に沿岸人夫、筏人夫等も當然東京港に増えるものと考へられるので、沖仲仕の各種仕事の概況を簡単に述べることにする。

冲人夫 沖人夫と云ふのは船舶の積荷、卸荷等の荷役を行ふもので、石炭荷役、荒荷役等があり、一船舶に何人とかゝり、その人員は荷に依つて異なる。この外に鋪落し、塗屋、掃除人夫等がある。

沿岸人夫

浮船の荷役をやる仲仕人夫で、荒荷と石炭である。浮の大きさで人員が異なる。

沿岸人夫

浮船の荷役をやる仲仕人夫で、荒荷と石炭である。浮の大きさで人員が異なる。

### 筏 人 夫

船舶に積んで來た木材をワインチで海に落し、これを筏に組んで回漕する沖仲仕のこととで木材に乗つたりするので特別の技術を要する。普通船からワインチで海に木材を落すものを「冲取り」と云ひ、これを筏に組上げるものと「乗廻し」と云ひ、回漕するものは單に「回漕」と云ふまた埠木場で河川乗込みの筏仕事をやるのは「高仕事」と云ふ

殘炭採集人夫 船舶に残つた石炭を採集する人夫を「サナヤ」と云ふ。また海に落ちた石炭を拾ふ人夫は「がんがりや」川のは「タマヤ」と云ふ

以上の内東京港のは沖人夫ばかりである。しかも石炭、荒荷の人夫だけで、鎖落し等はない。

横濱港の沖仲仕は水上警察の鑑札を有する甲種人夫と云ふのがあり、一定の取締規則を受けてゐて統制されてゐるが、東京港にはさうしたことはなく、沖仲仕業者の組織する沖仲仕業組合又は沖仲仕共済組合に依つて統制されてゐるに過ぎない。

尙、東京港には女人夫はない。最近は朝鮮人も多く主として汚仕事を行つてゐる。

### (二) 勞 動 事 情

沖仲仕の労働は船舶に在るハツチと稱する船舶に積荷したり、荷を卸ろしたりするものでその方法はかなり複雑である。

#### (イ) 各種仕事及人員

普通、東京港に入港する船舶はハツチの數が三口乃至五口であるが、一船毎に世話役と稱する沖仲仕業者の代理者が来て、總監督をなし、一ハツチ毎に小頭がゐて、その口の仕事を指揮し、小頭の指揮で役附又は普通人夫が働く。普通人夫のことは平人と云つてゐる。

今、各種仕事に就てその人員と方法を示すと次の通りである。

#### 一、石炭荷役

(1) 人員 船舶一口に三十名、即ち一船三口の場合九十名、五口の場合は百五十名。

(2) 組織 一船に世話役一名、一口に小頭一名、ワインチマン二名、鉢廻し二名、ガイマン一名、平人二十四名  
即ち一船三口の場合は

世話役一名 〔小頭一名—ワインチマン二名—ガイマン一名—鉢廻し二名—平人二十四名〕  
小頭一名—ワインチマン二名—ガイマン一名—鉢廻し二名—平人二十四名

となつてゐる。尙、ワインチマンは起重機を使用するもの。ガイマンは信號するもの、鉢廻しはモツコの鉢を外したり、積荷、卸荷をならす。

(3) 方法 普通一噸以上一噸入の石炭モツコを一口に四箇使ひ、一箇に六人の平人がスコップを持つて石炭をモツコに入れガイマンはモツコに石炭が一杯になればワインチマンに合図し、ワインチに依り釣上げて、積荷の場合は船からハツチへ、卸荷の際はハツチから船へ石炭を入れる。この場合巾九尺、長さ七尺位の柵をかける。積荷の際は平人は船に在り卸荷はこの反対である。鉢廻しはモツコから石炭を柵へあける。但し東京港は卸荷が多い。  
(4) この外極く稀には量貫機を使用する場合もある。

#### 二、荒荷荷役

(1) 人員 船舶一口に十四名。一船三口なら四十二名、五口なら六十名、但し船の大小に依り多少の相違がある。

(2) 組織 石炭荷役の場合と同じで、モツコを使用する場合以外は鉢廻しなく、石炭の場合より平人の數が減るだけである。

(3) 方法 モツコ、ワイヤスレーキ、ロープスレーキ又は種々の鍵類を使用して荷役をするが、長い物はスレーキ、小さいものはモツコである。青果やパルプは鍵を使用する。荷に依つて方法は違ふが、本船のウインチその他の箇所を利用して積荷、卸荷をする。

(4) 普通の船舶の荷役はこれであるが、鐵材等は一口八名である場合もある。三、鋪設 これはベンキ塗で本船乗組員の仕事。

四、塗 屋 これはペンキ塗で本船乗組員の仕事。

五、掃 除 東京港ではなく、仕事の後仕未は本船乗組員がする。

#### (ロ) 就業状況

沖仲仕がこれ等の仕事に就業するのは沖仲仕業者である親方が廻漕業者、船會社等から仕事を請負つて、その配分に従つて、それぐ世話役、小頭の指圖に従つて就業するのが、部屋仲仕でない浮浪仲仕は仕事の繁忙に依つて沖仲仕業者が自己の部屋仲仕で不足する分を臨時に傭つてゐる。

就業状況を詳細に示すと次の通りである。

#### (1) 集合の場所及時刻

集合の場所は芝區海岸通りであつて、現在はその集合所と云つた設備はない。荷役開始の時刻は未明であるが、入港船舶の

時間に依つては何時でも出かける準備をしなくてはならない。普通、部屋仲仕は親方の勘定場か部屋に於て仕事の通知を待ち、仕事があつた場合は順番札割で各自指定された受持の本船へ行き、沖泊りの場合は縁に乗つて行く。

浮浪仲仕の方は狩出法で仕事に就くが、一定の集合所、溜所がないので統制上非常に不便を感じてゐる。

#### (2) 就業方法

部屋所属のものは仕事に依つて總出勤の場合もあるが、普通順番札割に依つて仕事に出る。これを常備と云つてゐるが、その他の臨時傭は總出勤の際の人員不足を補ふもので普段は失業してゐる。

一ヶ月の就業機會は常備は普通十五日間位であり、臨時傭は三日か四日に一遍位の割である。

#### (3) 就業時間及休憩時間

沖仲仕の就業時間は普通日出から日没迄と云ふことになつてゐる。しかし、これは石炭、荒荷等に依つて時間は多少異なつて居り、石炭荷役は慣例上午前四時頃より始めて午後四時か或は六時に終了する。荒荷の方は「税關時間」と稱し日出から日没迄である。従つてこの方は夏と冬では時間が非常に違ふが、賃銀には變化はない。

沖仲仕の就業時間はこの外に入港船の時刻に依つて異なる。即ち入港即時荷役を開始する上、作業が終れば即時出帆するのが原則で工場等の労働者の如くきちんとした就業時間はない。

この外場合に依つては夜業もするし、徹夜する場合もあるが、一晝夜就業した場合は交替する。また生果、生魚の如きものは雨雪の際でも入港即時作業を開始する。

次に休憩時間は晝食、夕食、夜中食の場合に食事中及び食後三十分乃至一時間あるだけである。この場合の食事は事業主の

負擔である。

#### (4) 就業出来なかつた場合

就業出来なかつた場合は常傭、臨時傭の區別なく日給、手當は支給されない。しかし就業の目的で本船若くは船に乘込み天候の具合とか本船起重機の具合、貨物不到着などの場合等は、所謂待機時間と稱して一時間平均三十錢位の割で支給される。

就業出来なかつた場合はアブレと云ひ、仕事の繁忙、天候の區別なく完全な失業である。

#### (5) 仲介者

臨時傭の就業は親方、世話役等の傭主に對して額の利くものゝ方が自然にその機會に恵まれてゐるが、この間には「これ等の社會に於ける顔役が生じ、顔役によつて、親方に仲介される場合も多い。この場合、仲介者は就業に要する「格」と稱する札を臨時傭に渡し、その仲介料として一人から三十錢乃至五十錢を受取つてゐる模様である。

### (III) 居住事情

沖仲仕の居住狀況は部屋と稱する沖仲仕業者又はそれに屬する者が有する共同宿泊所に泊つてゐるものと、家族を有し一戸を構へてゐるもの及び市設芝浦宿泊所其の他の宿泊所に宿泊してゐるもの、共同して間借りしてゐるものがある。

この中一戸を構へるものは極く少數で、沖仲仕約二六〇〇名の約八%に當る二百名位に過ぎない。一戸を構へるものは妻子を有してゐるもののが大部分で、多く芝浦附近に居住してゐる。

次に部屋に住むものであるが、普通部屋と云ふのは沖仲仕業者が持つもので、稀には世話役等が持つてゐるものがある。こ

の場合部屋頭又は部屋持がその部屋を管理し、普通一部屋に三十名位が居住してゐるが、五十名の部屋もあり二十名、十名の部屋もあつて區々である。部屋の數は一人の沖仲仕業者が一つから七つ位を有し、芝浦附近には約四十ある。

部屋に住むものは獨身者であつて青年又は壯年者が多く、稀には相當の年配の者もあるが、普通一ヶ月三圓乃至四圓を部屋代として納めてゐる。しかし、沖仲仕業者によつては無料のところもある。部屋仲仕と雖も食事は自分持で、部屋外で喰べるものが多く、極く稀には共同炊事をしてゐるものもある。部屋に在るものは業者を親方とし、嚴密な意味でなくとも慣習上親分子分の關係を有してゐる場合が多い。

また中には親方の部屋を離れて一二三名共同で間借をしてゐるものもあるが、その數は少い。妻子を有するもので一戸を構へるまでに至らず間借してゐるものもあるが、これもやはり極く少數である。

この外、「アンコ」即ち浮浪仲仕は市設芝浦宿泊所やその他の宿泊所に泊つたり、共同して間借りしたり、臨港區域を出たところに在る木賃宿に泊つてゐるものがあり、また親類友人宅に厄介になつてゐるものもある。この中、間借りしてゐるのは少くとも五名、多いものは八名位があり、大部分は六疊一間を借りてゐる。

これ等の浮浪仲仕は平常仕事にアブレた際は散々伍々と分散して、河岸の積荷や倉庫の蔭、人家の軒下に佇んだりしてゐるのが普通であつて、この點非常に同情に價する生活をしてゐるが、同時に通行の婦女子を揶揄したり、喧嘩口論や賭事に時を過すもの多く風紀上寒心に耐えざるものがある。

また冬季等は倉庫やその他の建物の附近で焚火をするので、失火の危険が多く、これ等浮浪仲仕に對する適當な社會施設の必要は急務の問題とされてゐる。

## (四) 収入支出

沖仲仕の收入はその労働賃銀と手當であつて、賃銀は作業を終つた際即ち日拂ひである。階級及び作業の種類に依つて多少の相違があるが、大體三段階をなしてゐる。

即ち日出から日没まで普通十三時間位を標準として、その一日の賃銀は世話役五圓五〇錢——六圓、小頭四圓——四圓五〇錢、平人最高三圓、最低二圓五〇錢であるが、就業時間が特に短い場合は時間計算で勘定し、就業する目的でゐて就業出来なかつた場合は既に述べた如く一時間三十錢の割で賃銀を貰ふ。

夜業を行つた場合はこれに二割増しになるのが平常である。但し沖仲仕は一般労働者に比し二割以上は多く就業してゐるので、一般労働者の賃銀に比較すれば、三圓は二圓五十錢、四圓五十錢は三圓六十錢、六圓は四圓八十錢と見るべきであらう。この外にボーナスがあるが、世話役、小頭階級は年二回益と暮に月收の一ヶ月以上二ヶ月分位が支給され、平人階級はその成績に依つて一ヶ月に月收の五分以上一割位を支給されてゐる。

尙、これ等の賃銀支拂は作業が終れば完全に行はれて居り、その頭はねの如き事實は認められない。

以上の收入を沖仲仕一ヶ月の額として何の位であるかと見ると、一ヶ月の平均就業日數は風雨、荒波等の爲十五日位である。

から

世 話 役	八三圓——九〇圓
小 頭	六〇圓——七〇圓
平 人	三八圓——四五圓

であり、これに手當歩増が各人に對し一ヶ月平均五圓から一〇圓位はある。

これに對する支出は一家を構へてゐる世話役、小頭は相當の收入を得てゐるので、その支出額も普通家庭に於ける月收六〇圓から九〇圓位の支出額と大差はなく、家賃、米代、副食費、光熱費、日用品費等が主なる支出である。

また平人は一家を構へるものは相當苦しい模様であるが、獨身者で、部屋に在るものにはそれ程窮迫してはゐない模様で、一ヶ月三圓乃至四圓の部屋代を納める外、食事費、被服費、日用品費にかかる外は、かなりいゝ加減な生活に費して仕舞ふらしい。その生活状態は世間に云はれてゐる「飲む、買ふ、博つ」と云つたものであらう。

月收手當を含み四十五圓位の平人の支出は

部 屋 代	四圓位
食 事 費	一五圓位
被 服 費	四圓位
日 用 品 費	五圓位
殘	一七圓位

で、かなりの餘裕を見ることが出来るのであるが、残全部は酒色と賭事に使つて仕舞ふものゝ如くである。

以上は部屋仲仕即ち親方たる業者に所屬する仲仕であるが、浮浪仲仕の方は一ヶ月の就業は八日乃至十日に過ぎず、その階級も平人であるから、普通一日の賃銀は二圓五十錢位で、一ヶ月二十圓乃至二十五圓の収入に過ぎず、これに歩増が就いてもせいぜい三十圓位の収入で、何れもその日その日を暮す日傭労働者と異なるところなく、その生活は水準以下で、かなり悲惨である。

浮浪仲仕の一ヶ月に於ける一日の平均収入は、最高一圓と見て、その支出は

食費 四〇錢、泊賃一〇錢、残四〇錢

であるが、これ等の連中でも僅か四〇錢の残の中から強烈な安酒を飲み煙草を吸ふことだけは怠らないである。労働着等は破れるまで着て、殆んど着のみ着のまゝの生活をし、収入のない時は仲間から借りたり、夏などは野宿をすることがあるさうである。

尙、相互會館宿泊所で宿泊者に就て調べたところによるとその平均収入支出は次の通りである。

收 入 二十八圓四十六錢

### 支 出

食 料	十六圓五十錢
宿 泊 料	四圓五十錢（風呂付）
煙 草	三圓五十錢

足袋 一圓六十錢（二足）

手袋 一圓五十錢（十組）

シヤツツ 七〇十錢（一枚）

これでは残金いくらでもなく、パンチ、半纏、腹掛、帶等が求めることが出来ない。これ等は人から貰つたり、餘裕のある時求めたりしてゐる。

### （五）其 他

沖仲仕の作業は非常に烈しいものであるから負傷するものが非常に多い。作業中負傷したものは一ヶ月間に共済組合に於て無料にて病院に入院せしめ、その治療を行ふが、昭和十年中の負傷者の數は二、一七四名で、この中には同一人の負傷も含まれてゐるとは云へ、東京港の沖仲仕が大體一人一年一回は入院治療を要する負傷をするわけで、その作業が如何に危険の多いものかを物語つてゐる。

貨物別にこれ等の負傷者の内訳を見ると一番多いのは雑貨の七十五名で、次いで鐵材四四九名、石炭三七九名、雜穀二〇九名、セメント一五五名、木材一四二名、砂糖一一九名其他一〇名で、何れも貨物に觸れたり下敷になつたり振落されたりしたもので、その負傷程度はその半數以上が一ヶ月以上の治療を要する重傷である。

沖仲仕はこのやうに「荒っぽい仕事」をしてゐる爲、その人氣は非常に荒く、喧嘩口論は年中行事と云つた有様である。

## B 臨港區域に關する調査

### 概説及各種團體に就て

概説—東京港の臨港區域は芝區内を貫通する省線の線路より東寄りの海岸に臨んだ地域一帯と見做すべきであるが、將來は月島及び深川越中島方面、枝川町地先埋立地も全部東京港の臨港區域と見ることが出來よう。

現在では東京港の埠頭が芝浦に在り、また繫船浮標等に繫る船も芝浦方面を對象としてゐる爲、その臨港區域と同されるところは前記の芝區の東寄り一帯の地域である。

東京港が内國貿易港として認められて來たのは最近である爲、港灣施設は未だ完備して居らず、従つて臨港區域も未だ埋立地風景から抜け出でてはゐない。殊に東京港が不開港であり、外國行きの旅客が華々しい出帆をなしこれを見送る人々で埠頭が埋められると云ふやうなことはなく、埠頭を利用するものは物云はぬ貨物である爲、臨港區域は索漠たる状態を續けてゐる。

海員の福利増進が漸く問題となり、今秋のジュネーブに於ける國際海上労働會議に於ても「港に於ける海員の福祉増進」がその一項目とされてゐる折柄、東京港の臨港區域は餘りにも殺風景過ぎる状態である。然しながらこれは同時に今後、各種の施設を設ける上に障害のないことを示すもので、今後の開發に俟べき點が多い。

各種團體に就て—海員の團體は海員を對象とする公共團體と海員自身が組織してゐる労働團體と二通りある。海員は全國の港を航行して廻るものであるから、特に東京港だけをあげて團體を云々することは難く、此處では東京港とは離れて各種團體を説明しなければならない。

海員の團體としては海員の福祉増進を圖る日本海員掖濟會と、勞資協調機關たる海事協同會があるが、此處では海員自身の團體たる海員協會、日本海員組合、新日本海員組合の三團體及び曳船の船員の組織する日本港灣從業員組合に就てのみ述べることにする。

#### (イ) 海員協會

尙、沖仲仕の團體としては共濟組合があるが、これは別項に述べるから此處では省略する。

海員協會は我國の船舶に乗組む高級船員が組織する協會で、明治四十年に結成された際は單に會員間の共濟、修養、親睦を目的とする俱樂部式のものであつたが、大正八年頃より海運界が降り坂に向ふと共に高級船員の待遇も悪くなるにつたので、漸次労働組合化し、大正十年、日本海員組合が成立されてからは、これと密接な關係を持ち、共同して労働條件の維持改善に務めるやうになつた。大正十五年の労働立法促進委員會、昭和六年の日本労働俱樂部、昭和七年の日本労働組合會議の組織に當つては之に參加してゐる。現在では日本海員組合、日本港灣從業員組合等と共に引續き日本労働組合會議に參加し、海上労働運動界に重きをなしてゐる。

協會本部は神戸市神戸區下山手通に在り全國主要港市にはそれぐ支部が設けられ、東京港にも芝區日之出町に東京支部がある。

現在の會員數は正會員一二、九二一名、この内譯は甲板部七、〇〇七名、機艤部四、七一八名無線部一、〇五九名、事務部三一名、外一名で此外に贊助、特別、名譽會員等を加へ一二、九四一名である。(昭和十年末現在)

協會の事業としては労働條件に關する事項として團體的に高級船員の待遇問題を船主側と懇談して之を認めさせたり、個々

會社と團體協約の締結等を行ひ、又失業對策事業として無料宿泊所の經營、海事協同會との協力に依る就職斡旋、船員失業共濟（その詳細規程は別項参照）等を行つてゐる。

#### (ロ) 日本海員組合

日本海員組合は海員協會が高級船員の團體であるのに對し、普通船員の組織する勞働組合である。大正九年伊太利のゼノアで開かれた國際海員會議に出席した我國の勞働代表一行が海外諸國の海上勞働團體が整然たる組織と統制があるのでに鑑み、我國の普通船員の組織する海上勞働團體が何等の統制もなく、互に醜い抗争を行つてゐる現狀を打破する爲、歸朝後海上諸團體の大同團結に奔走した結果、始めて全國的に統一した日本海員組合が結成されたので、その結成されたのは大正十年五月七日、參加團體は二十四であつた。

その後は未組織勞働者の組織化及び財政の基礎確立を期し、先づ當面の運動目標として團體協約權の確立と船員職業紹介權の獲得を圖り、その後は海上戰線の統一強化を期すると共に著々と當初の目的達成をなし來つた。

大正十二年には日本郵船が航海手當を半減しようとしたので、組合では同社船を神戸、大阪、門司の各港で二十餘隻停船させて、これと鬭つた。次いで船員の職業紹介事業に對する大正十一年の政府の措置を不當として反對運動をして海事協同會を誕生させる等の團體的活動をなし、その後は昭和三年四月の遭難船員手當に關する團體的協約の締結、同年六月の對川崎汽船爭議及び社外船總罷業等を行ひ、また海上戰線の統一をなし、當初の目的は貫徹した。更に昭和五年海員協會と協力して勞働立法促進委員會へ參加する外、日本勞働組合會議に參加してゐる。また國際勞働總會にはその都度、代表者を送つてゐる。

本部は神戸市海岸通三ノ二六に在り、全國主要港市に十五支部を設け、東京港には芝區芝浦町一ノ一に東京支部が在る。

組合員は昭和十年四月一日現在で一〇〇、四六〇名に及び、その事業としては船員職業紹介、海員宿泊所、機關紙新聞紙發行、組合員共濟、購買又は消費組合、勞働契約の履行監視、勞働爭議に關する事項勞働統制等

をあげてゐる。

この外日本海員組合はその所有する土地建物等の不動産に對する法律上の保證として財團法人海員會館を設けて組合財產を管理する外、海員教育、失業海員救濟等の附帶事業を行つてゐる。

然し、この日本海員組合も昭和八年頃より内紛を重ね、一旦解決したるも、昭和十年遂に一部分裂、新日本海員組合が結成された。

#### (ハ) 新日本海員組合

新日本海員組合は日本海員組合の内紛に依つて同組合内革新同盟派が結成した日本主義を標榜する勞働組合である。何分にもその結成は昭和十年五月で、結成後日が浅い爲、新日本海員組合の活動は今後に俟つところが多い。本年五月には初めて神戸市に於て第一回大會を開き、今後の組合の方針その他を議決したが、特に海上國防陣の整備強化を圖る爲海上在郷軍人會の結成、邦船邦人主義などをも緊急動議に依り議決して、その日本主義勞働組合の面目を發揮した。

現在、本部は神戸市に在り、組合員は約七千名に達してゐる。東京港には同支部が芝區芝浦二ノ一に在る。その事業としては大體舊組合と同様であるが、目下整備中のものが多いく。

#### (ニ) 日本港灣從業員組合

海員協會及び日本海員組合と密接な關係のある日本港灣從業員組合は港灣に於ける曳船其他の小型汽船の船員及び浮船從業員が加盟してゐる労働組合で、從來、各港に於ける海上労働團體に依り設けられてゐた日本港灣從業員組合聯盟が、昭和八年九月單一組合として全國的に統一したもので、神戸、大阪、名古屋、横濱、東京、山口縣下各港、北洋各港、門司、戸畠以上各港の港灣從業員九千名に依つて結成された。

昭和九年には組合結成後初めての爭議が大阪大正運輸との間に行はれ、活潑な運動を開始してゐる。この外には港灣労働者保護法の制定、港灣労働者に對する社會的諸施設設置促進、無料紹介機關設立、小型船定員制等を目指して活動してゐる。

本部は神戸市、東京支部は京橋區湊町に在り、現在組合員の數は全國で一萬一千名に及んでゐる。

## 第一 船員を對象とする施設

### (一) 宿泊施設

東京港の臨港區域内に在る船員を對象とする宿泊施設は、海員協會の東京宿泊所、日本海員掖濟會の東京海員宿泊所、日本海員組合東京宿泊所、新日本海員組合東京宿泊所の四宿泊所が公共團體經營のもので、個人經營のものは芝浦旅館及び京橋區湊町に清水屋の二軒がある。

これ等の各宿泊所及び旅館の宿泊料及び宿泊定員、利用狀況等は次の通りである。

#### (1) 海員協會東京宿泊所

芝區南濱町九に在り、昭和五年九月に設立された。主として失業して次の乗船を待つてゐる協會員たる高級船員を宿泊せし

めるので、宿泊料は無料であるが、就職中のもので泊るものには一泊五十錢の宿泊料を拂はせてゐる。宿泊室は十六室で、收容定員二十三名、室泊室の建坪は四九坪餘である。賄はなく、碁、將棋、新聞、雑誌の備がある。利用者は一ヶ年約五十名に過ぎない。

#### (2) 日本海員掖濟會東京海員宿泊所

芝區日之出町九に在り大正十五年九月より開設された。乗船中の高級、普通船員を宿泊せしめる東京港唯一の海員ホームで、建物は木造二階建、建坪百三十五坪餘である。現在階下は診療所で、階上は宿泊室があり宿泊室は十一室で、收容人員三十五名であるが、集會室、娛樂室を利用すれば五十名は收容出来る。家族室は僅か二室に過ぎない。宿泊料は一泊、普通室が二〇錢、特別室は八疊一間、六疊八〇錢で、また受験生は一泊二五錢である。賄はなく、娛樂施設としては碁、將棋、蓄音機、新聞雑誌があるに過ぎない。宿泊者は一ヶ年二千名に近く、一名が平均三泊する位である。

#### (3) 日本海員組合東京宿泊所

芝區海岸通三ノ一に在り、主として失業船員にして組合員を無料で宿泊させてゐる。現在では宿泊室としては二十疊敷位のものが二室あり、その收容人員は四〇人位である。此處には食堂があり、朝二〇錢、晝夜各二五錢で、娛樂用には碁、將棋、ラヂオ、撞球、麻雀、新聞、雑誌がある。一ヶ年の宿泊者は約五百名で、一人平均十五日以上の宿泊である。

#### (4) 新日本海員組合東京宿泊所

芝區芝浦二ノ一に在り、日本海員組合の場合と同じく、組合員中の失業者で目下求職中のものを無料で宿泊させてゐる。宿泊室は四つありこの建坪は五十坪で、收容定員は六十名である。現在は假施設である爲食堂は開設してゐないが、將來は開

設する豫定で、娛樂施設は圍碁、將棋、麻雀、新聞雑誌、ラヂオ等である。平常三十名位の宿泊者があり、一人平均十日以上泊つてゐる。

以上が團體經營のものであるが、この外個人經營のものは次の二ヶ所である。

#### (5) 芝浦旅館

芝區本芝一ノ三二に在り、宿泊室は一〇室で、この坪數は五十坪、三十八名を宿泊せしめ得る。宿泊料は一泊朝夕食付で三圓、二圓五十錢、二圓の三種、食事無しで一圓五十錢、一圓、五十錢の三種である。娛樂設備は碁、將棋、コリンクダーム麻雀があり、一ヶ年一千二百名の宿泊者がある。

#### (6) 清水屋

京橋區湊町に在り、此處も主として船員を宿泊させてゐる。宿泊室は四室で、十三坪餘、定員は十名で一泊三食付で一圓であるが、此處は利用者少く、一ヶ年三十名位しか宿泊しない。娛樂設備は蓄音機、ラヂオ、碁等がある。

#### (二) 職業紹介機關

我國に於ては船員の職業紹介は日本船主協會、海員協會及び日本海員組合の三團體が構成する海事協同會が全國を統制して取扱つてゐる。

海事協同會の由來は、一九一九年六月二十八日「ヴエルサイユ」に於て締結された平和條約の條項に發してゐる。翌一九一〇年六月伊太利ゼノアに開かれた第一回國際勞働總會の所謂「船員會議」に於て決定された船員に對する職業紹介所設置の條約案たる。



一、船員の有料職業紹介は船員の福利を阻害するを以て之を絶滅させねばならぬ。

二、船員の職業紹介は無料でなければならぬ。而して其の方法は原則として船主、船員との代表的團、の協同經營によるこ

と、若し協同行爲無き時は國家自ら經營に任すること。

三、各種の職業紹介所併存する場合、國家は之を調整統一する措置を執ること。

以上の三項目に依つて、我國に於てはその翌々年たる一九二二年即ち大正十一年法律第三十八號を以て船員職業紹介法を制定、超えて十二年八月勅令第三百七十四號を以て船員職業紹介委員會の職制を公布した。然るに當時政府は種々の理由に基いて條約に依つて決定した船主、船員の協同機關の設置を慾望することなく、また政府自らも其の經營に當ることを避け、日本海員救濟會に若干の補助金を支給して、船員職業紹介事業を經營させた。當時日本海員組合及び海員協會ではそれより無料で職業紹介を行つて居たが、全國の主要なる港灣都市には「ボーレン」と稱する口入屋的紹介業者がゐた。

このボーレンは宿屋式のもので、失業船員を宿泊させて職を紹介した後、一定の宿泊料の外、紹介料も取つてゐたが、職を早く求めやうとする失業船員から法外の金を搆き上げたりして弊害が少くなかつた。

そこで海員團體を始め船主團體がこの實情を不可として、國際條約に基く如き船員の職業紹介機關を設置すべきことを國の内外に運動したので、遂に大正十五年十二月、日本船主協會、日本海員組合、海員協會の各團體の代表者よりなる第一回委員會に於て海事協同會規約が制定され、昭和二年三月より神戸市に本部を置き、海事協同會の事務が開始され現在では全國に十九ヶ所の船員無料紹介所があり、東京港にも海事協同會の東京船員無料職業紹介所が芝區海岸通三百目一番地に設けられてゐる。

東京船員無料職業紹介所に就職を申込んでゐる船員の數は本年四月末で高級船員八七名普通船員一〇七名あつた。

海事協同會の外に無料職業紹介を行つてゐるところは、日本海員掖濟會の四日市紹介所及び長崎帆船組合の紹介所の二ヶ所

で、外に有料のもの十ヶ所ある。然し、これは今後益々減少する見込である。新潟高麗會の草薙水門會も此處齊賀會の十

尙、海事協同會は昭和三年四月遭難船員手當規定を制定、六月から實施、昭和七年六月には普通船員標準給料最低月額協定

を裁定、七月から實施、更に高級船員、無電技士の協定をも行つた。

海事協同會の職業紹介規則、遭難船員手當規定、給料協定は次の通りである。

### 海事協同會船員職業紹介規則

昭和五年十一月二十四日於第五十一回委員會

昭和十年四月二十三日於第一百五回委員會

昭和五年十二月二十二日於第二回委員會決議

第一條 海事協同會船員職業紹介所ハ法令ノ定ムル處ニ據リ無料ニテ船員ノ職業紹介ヲ爲ス。但シ該職業紹介所ノ職業紹介者呼出ノ爲ニ特ニ要シタル使賃、電信料ハ求職者ヨリ又求職者乗船ノ爲ニ要シタル電信料、船車馬賃、宿泊料、食料其ノ他必要ノ實費ハ求人者ヨリ其ノ償還ヲ受クルモノトス。但シ該職業紹介所ハ本會規約第十五條ノ規定ニ依リ必要ノ地ニ之ヲ設ケ各紹介所ニ所長一名所員若干名ヲ置ク。

第二條 第一條但書ノ求職者呼出ノ爲ニ特ニ要シタル使賃、電信料ハ本人不在ノ場合又ハ求人者若ハ求職者ノ意思ニ因ラスシテ紹介成立セサル場合ニ限リ本會ノ負擔トス。

第三條 第一條ノ紹介所ハ本會規約第十五條ノ規定ニ依リ必要ノ地ニ之ヲ設ケ各紹介所ニ所長一名所員若干名ヲ置ク。

各紹介所長ハ幹事ノ命ヲ受ケ紹介事務ヲ取扱フ。但シ該職業紹介所ハ該職業紹介所長より前項の費用又は料金不當額等ナシハシ

第三條ノ二 船員職業紹介所從業者證票ハ紹介所長之カ保管ノ責ニ任シ常ニ其ノ取扱ニ注意スヘシ。

紹介所從業者證票ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ得ス。但シ該職業紹介所長は該職業紹介所從業者證票ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ不得ス。

第三條ノ三 船員職業紹介所從業者證票ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ又ハ其ノ書換ヲ要スルトキハ紹介所長ハ其ノ事由ヲ具シ本部ニ報告スヘシ。

第四條 紹介ノ取扱ハ求人者及求職者各職業別ノ申込順ニ依ル但シ正當ノ理由アル場合ハ申込順ニ依ラサルコトヲ得

第五條 紹介事務ノ取扱及整理手續ハ船員職業紹介法施行規則ノ定ムル處ニ據ル。但シ該職業紹介所長は該職業紹介所從業者證票ハ之ヲ他人ニ貸與スルコトヲ不得ス。

第六條 紹介所長ハ求人又ハ求職ノ申込ニ接シタルトキハ成規ノ票ニ必要事項ヲ記入シ迅速正確且親切ニ之ニ應スヘキモノトス。

ス

第六條ノ二 紹介所長ハ船員職業紹介法施行規則第二十一條ニ依ル管海官廳ノ公示スル求職申込ノ有效期間ヲ紹介所内ニ揭示スヘシ右期間變更サレタル場合亦同シ

第六條ノ三 求職者ハ求職ノ申込ノ有效期間滿了前一ヶ月以内ニ限り期間ノ更新ヲ爲スコトヲ得。但シ該期間の更新ノ意思アリヤ否ヤ照會スヘシ但シ前項ノ規定ニ依リ期間更新ノ意思ヲ表示シタル者ニ付スハ此ノ限ニアリスニ其ノ申込ノ效力ヲ失フモノトス。

第六條ノ四 紹介所長ハ求職ノ申込ノ有效期間滿了ノ日ヨリ十五日前申込者ニ對シ漏レナク文書又ハ口頭ヲ以テ期間更新ノ意思アリヤ否ヤ照會スヘシ但シ前項ノ規定ニ依リ期間更新ノ意思ヲ表示シタル者ニ付スハ此ノ限ニアリスニ其ノ申込ノ效力ヲ失フモノトス。

第六條ノ五 前項ノ照會ニ對シ申込ノ有效期間滿了ノ日迄ニ回答ナキ者ハ其ノ申込ノ效力ヲ失フモノトス。

第七條 求人者又ハ求職者ニ於テ其ノ申込ヲ取消スカ又ハ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ當該紹介所ニ告知スルモノトス。

此ノ場合ニ於ケル第一條但書所定ノ實費ハ取消シ又ハ變更シタル者ノ負擔トス  
第七條ノ二 二箇以上ノ紹介所ニ紹介ノ申込ヲ爲シタル者ニシテ其ノ後申込ヲ取消シ又ハ紹介成立シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ  
紹介所ニ通知スヘシ  
第八條 求職船員ハ別ニ定ムル履歴書用紙ニ規定ノ事項ヲ記入シ紹介所ニ提出スペジ但シ船員手帖ヲ提出シタル者ニ付テハ此ノ限ニアラス

第九條 紹介所長ハ求職者ノ提供シタル船員手帖カ本人ノ所有ニ相違ナキコト及其次ノ返還ヲ受ケル者が正當ノ所有者又ハ其ノ代理人ナルコトヲ確ムルコトヲ要ス

第九條ノ二 紹介所長ハ其ノ保管ニ係ル船員手帖ノ授受ヲ明カニスル爲適當ノ措置ヲ執ルヘシ  
第十條 求職者カ提供シタル船員手帖ニ付不正ノ事實ヲ發見シタルトキハ直ニ紹介ヲ停止シ且其ノ事情ヲ調査シ必要ニ應シ相當手續ヲ爲スコトアルヘシ

第十一條 求職普通船員ハ紹介當時本會指定醫師ノ體格検査ニ合格シタル者ニ限ル但シ事情已ムヲ得サルトキハ此ノ限ニアラス

第十二條 紹介所長ハ求職者ニ對シ紹介スヘキ職務雇傭條件及船内ノ秩序其ノ他船内勞働ニ必要ナル事項ヲ説明シ完全ナル諒解ヲ求ムルコトヲ要ス  
第十三條 求職者ノ都合ニ依リ順位ノ紹介ニ應セサルトキ又ハ指定日時ニ乗船セサルトキハ紹介ノ順位ヲ最下位迄繰下クルコ

### トアルベシ

第十四條 紹介ニ從事スル者ハ本規則所定實費ノ償還ヲ受クルノ外求人者又ハ求職者ト金品ノ授受貸借ヲ爲シ求人者又ハ求職者ニ代リ金品ヲ授受シ又ハ求職者ノ所持スル物品ヲ買受ケ擔保トシテ受取り若ハ質入賣却ノ周旋ヲ爲シ鑑應ヲ受クル等苟モ

自己ノ利益ドナルヘキ要求若ハ約束ヲ爲スコトヲ得ス

昭和三年四月二十三日

第十六回委員會決議

### 遭難船員手當規定

- 第一條 遭難船員トハ海難ニ遭遇シタル船舶ノ乗組員ヲ云フ  
但シ本規定ニ於テ海難トハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突、荒天、機械ノ破裂、海賊及陸上ヨリスル暴徒ヲ云フ
- 第二條 遭難船員手當ハ船舶所有者又ハ船舶所有者ノ代理者トシテ船員ヲ雇傭シタルモノノ負擔トス
- 第三條 遭難船員手當ヲ分チテ左ノ六種トス
  - 一 葬祭料
  - 二 死亡手當
  - 三 傷病手當
  - 四 障害手當
  - 五 所持品手當
  - 六 失業手當

第四條 遭難ニ因リ死亡シタルトキハ葬祭料及死亡手當ヲ給ス

第五條 葬祭料ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ給ス其ノ順位ハ第七條ニ準ス

第六條 葬祭料ハ給料一ヶ月分トス(日給ノ場合ハ三十日分トス以下之ニ倣フ)

但シ最低金五拾圓ヲ下ラサルモノトス

第七條 死亡手當ヲ受クヘキ者ハ遭難船員ノ配偶者トス(内縁ノ妻ハ之ヲ配偶者ト認ムルコトアルヘシ)配偶者ナキ場合ニハ遭難當時之下同一ノ家ニ在籍シタル遺族ニシテ左ノ順位ニ依ル

一直系卑屬

二 直系尊屬

三 戸主

四 兄弟姉妹

四

四

四

四

第一、第二、第四號ニ該當スル者數人アルトキハ家督相續ノ順位ニ依ル

扶養料

扶

第八條 死亡手當ハ本人ト遺族トノ扶養關係ニ依リ左ノ種別ニ從フ

甲 妻子又ハ扶養ヲ要スル直系卑屬、直系尊屬、兄弟姉妹ヲ有スルモノ 給料二十ヶ月分

但シ最低金八百圓ヲ下ラス

乙 配偶者ノ外扶養ヲ要スル者ヲ有セサルモノ 給料十七ヶ月分

但シ最低金七百圓ヲ下ラス

丙 扶養ヲ要スル者ヲ有セサルモノ

給料十五ヶ月分

但シ最低金六百圓ヲ下ラス

第九條 遭難ニ因リテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタル船員ニハ左ノ傷病手當ヲ給ス

一 六ヶ月以内ニ亘ル治療、看護及給料

但シ治療上必要アリト認メタルトキハ此ノ期間ヲ延長スルモノトス

二 郷里歸着マテノ旅費及給料

三 前二項ノ外別ニ給料一ヶ月分

但シ第十條又ハ第十四條規定ノ手當ヲ受ケタルモノ及有給豫備員ハ此ノ限りニアラス

第十條 前條治療ノ結果身體ニ障害ヲ残シタル場合ニハ左ノ種別ニ從ヒ障害手當ヲ給ス

一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ

二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ、女子ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ

三 従來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ、女子ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ

四 身體ヲ障害シ舊ニ復スルコト能ハサルモノ

第十一條 遭難ノ爲所持品ヲ失シタル船員ニハ左ノ所持品手當ヲ給ス

死亡手當ノ九分ノ一

一 所持品全部ヲ亡失シタルトキハ 給料三ヶ月分

二 一部ヲ亡失シタルトキハ 給料三ヶ月分

三 死亡船員ハ 給料一ヶ月半分以内於テ前二項ニ準ス

第十二條 遣難船員生死不明ノ場合ハ第七條ノ規定ニ準スル家族ニ六ヶ月間毎月給料ハ半額ヲ給シ六ヶ月ヲ超エテ尙生死不明ナルトキハ之ヲ生存セサルモノハト見做シ第四條ノ規定ヲ適用ズ

右期間内ニ第四條ノ支給ヲナストキハ其ノ後ハ前項ノ規定ヲ適用セヌ

第十三條 前條ノ場合第四條ヲ適用セサル以前ニ生存セルコト判明スルトキハ給料ノ残半額ヲ追給ス

第十四條 遺難船員ヲ解雇スルトキハ雇入地歸着迄ノ旅費及給料ノ外給料二ヶ月以内ノ失業手當ヲ給ス其ノ支給方法ハ解雇ノ際一ヶ月分ヲ給シ次月分ハ實際失業ノ日割計算トス

第十五條 遺難船員手當ハ凡テ支給スヘキ事由發生後遲滯ナク支給スルヲ要ス

第十六條 本規定ヲ適用スルニアタリ疑義ヲ生シタルトキハ海事協同會委員會ニ於テ裁定スルモノトス

#### 附 則

本規定ハ昭和三年六月一日ヨリ施行ス

高給船員給料二關スル協定

昭和三年九月六日第二十三回委員會決議  
正改昭和六年一月廿三日於第五十三回委員會

昭和七年三月廿三日於第七十六回委員會  
昭和九年三月廿三日於第九十一回委員會

高給船員給料二關スル協定

昭和三年九月六日第二十三回委員會決議  
正改昭和六年一月廿三日於第五十三回委員會

昭和七年三月廿三日於第七十六回委員會  
昭和九年三月廿三日於第九十一回委員會

#### 遠洋區域又ハ近海區域第三區

總噸數	職名	船長	一等運轉士	二等運轉士	三等運轉士
二〇〇〇未滿		一九〇	一一五	八五	七〇
二〇〇〇以上		二〇〇	一三〇	九〇	七五
三五〇〇以上		二一〇	一三五	九五	七五
馬力	職名	機關長	一等機關士	二等機關士	三等機關士
一二〇〇未滿		一九〇	一一五	七五	七〇
一二〇〇以上		二〇〇	一三〇	八〇	七五
二〇〇〇以上		二一〇	一三五	九五	七五
一五〇〇以上		一四〇	九五	七五	七〇
一〇〇〇未滿					
總噸數	職名	船長	一等運轉士	二等運轉士	三等運轉士
一〇〇〇以上		一四〇	九五	七五	七〇

#### 近海區域第一區又ハ近海區域第二區

總噸數	職名	船長	一等運轉士	二等運轉士	三等運轉士
一〇〇〇以上		一四〇	九五	七五	七〇